

宝塚市告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定により準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項の規定により準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課において縦覧に供する。

令和6年（2024年） 3月 29日

宝塚市

代表者 宝塚市長 山崎 晴 恵

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画・宝塚山手台地区地区計画

2 地区計画を定める土地の位置

宝塚市山手台西1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、山手台東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目の各一部

3 地区計画を定める土地の区域

別紙のとおり

計画図（宝塚山手台地区）

